

事 務 連 絡
平成31年2月28日

通所介護事業所 管理者 様

香川県健康福祉部長寿社会対策課

ADL維持等加算の届出について（通知）

通所介護事業所において、平成31年度からADL維持等加算を算定する場合は、下記の届出が必要となりますので、お知らせします。（※高松市内の通所介護事業所及び各市町の地域密着型通所介護事業所については、各保険者へお問い合わせください。）

記

【平成31年度の算定に必要な届出について】

（注意） 平成30年7月31日までに「ADL維持等加算〔申出〕の有無」を届け出ている事業所が対象です。

「ADL維持等加算に関する事務処理手順及び様式例について」（平成30年4月6日付け老振発0406第1号、老老発0406第3号）では、当該加算の申出の有無の届出について、「当該加算を算定しようとする年度の初日の属する年の前年の12月15日までに」届出をおこなうこととされていますが、「平成30年度介護報酬改定に関するQ&A（V o 1. 4）（平成30年5月29日）問7」では、申し出た年においては、申出の日の属する月から同年12月までの期間を評価対象期間とするため、評価対象利用開始月から起算して6ヶ月を確保するためには、平成30年7月までに申出の届出を行う必要があるとされています。

1 提出書類

- (1) 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- (2) 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-1）
※「ADL維持等加算」を「あり」として届け出てください。
- (3) ADL維持等加算に係る届出書（様式第70号）

※各様式については「かがわ介護保険情報ネット」をご覧ください。

<http://www.pref.kagawa.jp/choju/kaigo/jigyosya/youshiki/kyufuhi.html>

2 提出期限

平成31年3月15日（金）まで

3 提出先

香川県 健康福祉部 長寿社会対策課 在宅サービスグループ 電話(087)832-3269

4 算定対象事業所の決定

県は、国保連合会が行う算定要件適合の確認結果と、平成31年3月15日までに届出のあった「ADL維持等加算に係る届出書（様式第70号）」の要件を確認した上で、ADL維持等加算の対象事業所を決定します。

5 留意事項

- (1) ADL維持等加算〔申出〕の有無を届け出ている場合でも、算定要件を満たさなければ、算定の対象となりません。
- (2) 算定要件を満たしていても、ADL維持等加算算定の申出や算定の届出をしていない場合は、算定できません。

【平成32年度の算定に必要な届出について】

加算算定期間：平成32年度（平成32年4月～平成33年3月）

評価対象期間：平成31年1月～12月

加算の算定を希望する場合は、下記の1及び2の届出が必要です。

1 「ADL維持等加算〔申出〕の有無」の届出

(注意) 平成30年4月以降、既に届け出ている場合は、改めて提出する必要はありません。

新たにADL維持等加算を算定するために届出（申出）をする場合、届け出た年においては、届出日の属する月から同年12月までが評価対象期間となります。評価対象利用開始月から起算して6ヶ月を確保するためには、前年の7月までに届出（申出）を行う必要があります。

1. 提出書類

- (1) 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- (2) 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-1）

※「ADL維持等加算〔申出〕の有無」を「あり」として届け出てください。

※申出を行う時点では、「ADL維持等加算」については「なし」として届け出てください。

2. 提出期限

平成31年7月31日（水）まで

2 「ADL維持等加算に係る届出書（様式第70号）」の届出

(注意) 平成31年7月までに「ADL維持等加算〔申出〕の有無」を届け出ている事業所が対象です。

1. 提出書類

- (1) 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- (2) 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-1）
※「ADL維持等加算」を「あり」として届け出てください。
- (3) ADL維持等加算に係る届出書（様式第70号）

2. 提出期限

平成32年3月15日まで

3. 算定対象事業所の決定

県は、国保連合会が行う算定要件適合の確認結果と、平成32年3月15日までに届け出られた「ADL維持等加算に係る届出書（様式第70号）」の要件を確認した上で、ADL維持等加算の対象事業所を決定します。

4. 留意事項

- (1) 「ADL維持等加算〔申出〕の有無」を届け出ている場合でも、算定要件を満たさなければ、算定の対象とはなりません。
- (2) 算定要件を満たしていても、ADL維持等加算算定の申出や算定の届出をしていない場合は、算定できません。

※各届出の様式については「かがわ介護保険情報ネット」をご覧ください。

<http://www.pref.kagawa.jp/choju/kaigo/jigyosya/youshiki/kyufuhi.html>

【参考資料】

○ADL維持等加算に関する事務処理手順及び様式例について（介護最新情報 Vol. 648）

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisaku-jouhou-12300000-Roukenkyoku/0000203422.pdf>

○平成30年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol. 4）（介護保険最新情報 Vol. 657）

問7

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisaku-jouhou-12300000-Roukenkyoku/0000210115.pdf>

【問い合わせ先】

香川県長寿社会対策課
在宅サービスグループ

TEL 087(832)3269